

京都市告示第 175号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成30年7月2日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する 障害区分
西尾 亮介	にしお循環器内科クリニック	循環器内科, 内科	心臓	音声・言語, 肢体, 腎臓, 呼吸器, ぼうこう・直腸, 小腸, 肝臓
矢野 美保	(福) 京都社会 事業財団 西陣 病院	内科	音声・言語, 肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, ぼうこう・直腸, 小 腸, 免疫	肝臓

(地域リハビリテーション推進センター企画課)